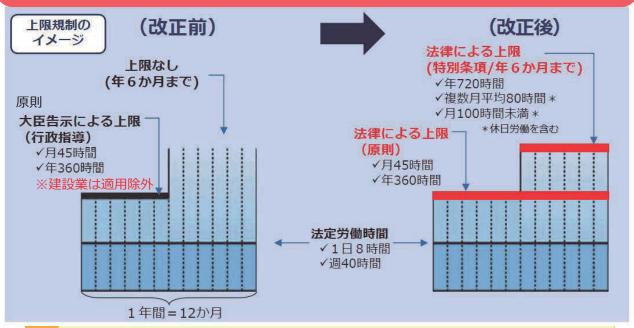


2024年4月1日からの建設業の労働時間の上限規制

栃木労働局

~確認しましょう~ 2024年4月1日からの建設業の労働時間の上限規制

2024年(令和6年)4月1日以降(改正後)はこうなります 原則



- 特別条項の有無に関わらず(※)、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月 100時間未満、2~6か月平均80時間以内にしなければなりません。
 - (※) 例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

以下の例外があります

- ●災害復旧・復興の事業に関しては、時間外労働 と休日労働の合計について
 - ☑月100時間未満
 - ☑2~6か月平均80時間以内

とする規定は適用されません。

時間外労働年720時間以内は適用されますので、ご留意願います。